

横浜市記者発表資料

平成30年1月31日
教育委員会事務局
南部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	① 教諭 (元校長) (60 歳代) ② 副校長 (60 歳代) ③ 教諭 (40 歳代)
処 分 日	平成30年1月31日 (水)
処 分 内 容	減給 (10分の1) 2箇月
概 要	平成27年12月1日 (火) 午前10時12分、当該校で行われていた避難訓練終了後、児童らを引率して校舎1階階段付近に至った当該教諭③は、降下していた防煙シャッターを上昇させようと手動ハンドルを操作した。その際、既に上昇している隣の防煙シャッターのものであることに気付かないまま操作を継続したため、過度の巻き上げによりワイヤーが破断し、既に上昇していたシャッターが落下。その下にいた児童の背中を強打し、重傷を負わせる事故が発生した。 その後、②と③は、平成29年12月19日 (火) に業務上過失傷害で略式起訴され、12月21日 (木) 横浜簡易裁判所において罰金20万円の略式命令を受けた。

2 南部学校教育事務所長コメント

<p>被害にあわれた生徒・ご家族に対し、あらためて深くお詫び申し上げます。</p> <p>二度とこのような事故を起こすことがないように、再発防止策を確実に実行し、児童生徒の安心で安全な学校生活のために、全力で取り組んでまいります。</p>

お問合せ先
南部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-843-6406